

合併協議会の協議状況等

1 合併協議会事務局の概要

平成19年1月29日現在

合併協議会の名称	瀬高町・山川町・高田町合併協議会	設置年月日	平成17年10月1日
構成市町村名	瀬高町、山川町、高田町	廃止年月日	平成19年1月28日
事務局所在地	〒835-0023 山門郡瀬高町大字小川16番地3	事務局の連絡先	T E L 0944-62-6155 F A X 0944-62-6156
ホームページアドレス	http://www.setaka-yamakawa-takata.jp	Eメールアドレス	suncho-gappei@setaka-yamakawa-takata.jp
会長名	鬼丸 岳城 (瀬高町長)	事務局長名	吉岡 秀樹
合併協議会設置までの経過	平14.11～平15.3 柳川山門三池任意合併協議会（柳川市、瀬高町、大和町、三橋町、山川町、高田町）を設置し、まちづくり構想や事務事業調査を実施。 平15.3～4 3町の各議会で合併協議会設置議案を可決。 平17.8 高田町、瀬高町・山川町に3町合併協議会の再開を申し入れる。 平17.9 3町の各議会で合併協議会設置議案を可決。		

2 合併協議会の協議状況

協議会の開催日	平成17年10月から平成19年1月までの間に13回の合併協議会が開催された。		
設置している小委員会名	なし		
主な合併協定項目（市町村議会の議決事項及び合併市町村の条例事項）の協議状況	合併の方式	瀬高町、山川町、高田町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。	
	合併の期日	合併の期日は、平成19年1月29日とする。	
	市町村の名称	新市の名称は、「みやま市」とする。	
	事務所の位置	新市の事務所の位置については、合併時は、次のとおり取扱うものとする。 1 新市の事務所の位置は、山門郡瀬高町大字小川5番地（現在の瀬高町役場の位置）に置く。 2 現在の山川町の庁舎及び高田町の庁舎に支所を置く。 3 本庁舎は構造規模により、新市の行政機能を集中することが困難なため、現在の山川町の庁舎及び高田町の庁舎に本庁の機能を一部分散する。	
	財産の取扱い	3町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。	
	議員定数・任期	1 3町の議会の議員は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第9条第1項の規定を適用し、合併の日から平成19年7月31日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。 2 新市の議会の議員の定数は、22人とする。	
	農業委員会委員定数・任期	1 新市に1つの農業委員会を置く。 2 3町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第11条第1項第1号の規定を適用し、合併の日から平成19年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 3 新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、23人とする。 4 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第10条の2第2項の規定を適用し、選挙区を設ける。選挙区は、第1選挙区（瀬高町）、第2選挙区（山川町）、第3選挙区（高田町）の3選挙区とし、各選挙区の定数は第1選挙区9人、第2選挙区5人、第3選挙区9人とする。 5 新市の農業委員会の選任による委員の定数は、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区がそれぞれ推薦した委員各1人、議会が推薦した学識経験を有する委員3人とする。	
	地方税の取扱い	1 個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、特別土地保有税及び入湯税において3町間に相違がない税制等については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐ。 2 3町間に相違がある税制等については、次のとおり取扱うものとする。 (1) 軽自動車税の標識の再交付に係る弁償金については、山川町及び高田町の例による。 (2) 特別土地保有税の免税点については、瀬高町及び高田町の例による。 (3) 入湯税の税率については、瀬高町の例による。	
事務組織・機構	新市の事務組織及び機構については、次の整備方針に基づき、合併時までに調整する。 「新市における事務組織・機構の整備方針」 1 地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ確に対応できる事務組織・機構 2 市民にわかりやすく、市民の声を適切に反映できる事務組織・機構 3 簡素かつ効率的で指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な事務組織・機構		
町名・字名の取扱い	1 字の区域は、現行のとおりとする。 2 町、字の名称については、次のとおり取扱うものとする。 (1) 「大字〇〇（従来の名称）」中「大字」を削除する。 (2) 「山門郡瀬高町大字〇〇」を「みやま市瀬高町〇〇」とする。 「山門郡山川町大字〇〇」を「みやま市山川町〇〇」とする。 「三池郡高田町大字〇〇」を「みやま市高田町〇〇」とする。		
その他（地域審議会）	地域審議会は設置しないものとする。		
市町村基本計画の概要（計画期間、将来ビジョン、主要プロジェクト、県事業等）	計画期間：合併後10年間 新市の基本理念： 「人・水・緑が輝くまち」 「光り輝くまち」 「夢がふくらむまち」 新市まちづくりの基本方針： (1) 便利で快適なまちづくり (2) 人と自然が共生するまちづくり (3) 笑顔があふれるまちづくり (4) 地域が輝くまちづくり (5) 豊かなこころを育むまちづくり (6) 地域のこころが通うまちづくり (7) みんなで創るまちづくり 果事業：新市の魅力的なまちづくりを進めるために、次に掲げる事業を推進します。 ①道路交通網の整備 ②高速交通網の整備 ③広域公園の整備 ④海岸・河川・砂防・急傾斜などの整備 ⑤下水道の整備 ⑥農業用施設の整備 ⑦農業基盤・農村環境の整備 ⑧有明海再生対策		

3 県・国の主な支援策・手続

合併協議会支援交付金等	平成14年度、柳川山門三池任意合併協議会に対して合併協議会支援交付金を交付	
構想対象市町村の組み合わせ	瀬高町・山川町・高田町	
県職員の参画状況	合併協議会アドバイザーとして、地方課合併支援企画主幹を派遣	
国の財政支援措置	単位：億円	
合併直後の臨時経費に対する財政措置等	普通交付税措置（合併補正）	3.4
福岡県の財政支援措置	基本額	2億円
福岡県市町村合併支援特例交付金	増加人口加算額	1億円
	合併年度による縮減率	1.0
	小規模団体合併支援額	1億円
	合計	4億円
合併手続		
年月日	手続内容等	
平成18年1月16日	合併市町村基本計画決定	
—	合併協議会における合併の可否の決定	
平成18年3月11日	合併調印式	
平成18年3月24日	市町村議会最終議決	
平成18年3月28日	廃置分合申請	
平成18年4月27日	市制施行協議（県→国）	
平成18年5月18日	協議回答（国→県）	
平成18年6月5日	県議会に議案提案	
平成18年6月22日	県議会議決	
平成18年6月22日	県知事決定処分	
平成18年7月13日	総務大臣告示	

4 合併市町村に関するデータ

新市職務執行者	前原 健治 任期：平19.1.29
新市長	

5 合併関係市町村等に関するデータ

(1) 人口・面積等

市町村名	国勢調査人口			住基人口 平17.3.31	高齢化率 H12国調 (%)	総面積 (平成17.10.1) km ²	市町村 コード	類型
	平2.10.1	平7.10.1	平12.10.1					
瀬高町	26,633	25,768	24,916	24,222	23.5	37.73	405612	VI-2
山川町	6,318	6,122	5,711	5,655	25.0	26.38	405647	II-1
高田町	17,053	16,038	15,081	14,708	25.9	41.01	405817	IV-2
計	50,004	47,928	45,708	44,585	24.5	105.12		

(2) 産業別就業人口（平成12年国勢調査）

市町村名	第1次産業		第2次産業		第3次産業		計
	(人)	率 (%)	(人)	率 (%)	(人)	率 (%)	
瀬高町	2,034	16.6	3,718	30.3	6,456	52.7	12,255
山川町	868	30.1	711	24.7	1,304	45.2	2,883
高田町	1,779	23.5	2,065	27.3	3,695	48.9	7,560
計	4,681	20.6	6,494	28.6	11,455	50.5	22,698

(3) 市町村長、議員の任期等

市町村	市町村長	市町村議会議員		職員数（平17.4.1）		
	任期	任期	定数	普通会計	公営事業会計	計
瀬高町	平19.1.29	平19.1.29	19	148	20	168
山川町	平21.6.26	平19.4.30	10	66	6	72
高田町	平20.9.25	平21.7.9	16	108	12	120
計			45	322	38	360

(4) 財政指標

市町村名	標準財政規模 平17決算 (百万円)	経常収支比率 平17決算 (%)	財政力指数 (平15~17)	公債費負担比率 平17決算 (%)	実質公債費比率 (3か年平均)	積立金現在高 平17決算 財調等 特定目的 (百万円)	土地開発公社 土地保有高 平17決算 (百万円)	ラスパイレス指数 (平18.4.1)	
	瀬高町	4,726	91.7	0.43	12.8	17.3	1,143	1,167	590
山川町	1,460	95.9	0.27	9.1	9.9	277	1,964	9	99.0
高田町	3,136	90.8	0.39	7.6	8.7	1,934	219	217	99.1

(5) 主な広域行政等

市町村名	ごみ処理	し尿処理	火葬場	消防・救急	介護保険	広域計画等	退職手当	上水道	老人ホーム
瀬高町			◎瀬高広域葬斎施設組合					(町単独)	
山川町	◎瀬高町外二ヶ町衛生組合	◎瀬高町外二ヶ町衛生組合	◎有明広域葬斎施設組合	◎瀬高町外二町消防組合	福岡県介護保険広域連合	有明広域市町村圏協議会	福岡県市町村職員退職手当組合	(町単独)	東山老人ホーム組合
高田町			◎瀬高広域葬斎施設組合					福岡県南広域水道企業団	

市町村名	公務災害補償	温泉施設	農業水利
瀬高町	福岡県市町村消防団員公務災害補償組合	船小屋温泉振興組合	柳川市瀬高町土木組合
山川町			
高田町			

◎：合併した場合に解散する一部事務組合等

(6) 公営企業の設置状況

市町村名	上水道	公共下水道	農業集落排水	特別会計	
				簡水	特定地域排水
瀬高町	○	○	○		
山川町				○	○
高田町	○				○

(7) 地域指定等

市町村名	都市計画区域	合同都市計画	過疎地域	辺地地域	産炭激変緩和措置対象地域	農村地域工業等導入地区	工業再配置誘導地域	農業振興地域
瀬高町	用途指定					農工制度対象	誘導	○
山川町				○		農工計画策定済	特別誘導	○
高田町	市街化区域	大傘田	○		指定・告示		特別誘導	○

市町村名	雇用機会増大促進地域	伝統的工芸品指定地域	特定農山村地域	県立公園	特定地域排水
瀬高町	○	○	一部	○	
山川町	○		全域		○
高田町	○				○

(8) 広域圏構想等

市町村名	快適生活圏構想	福岡県市町村合併推進要綱	広域行政圏	保健医療計画(二次医療圏)	高齢者福祉計画	ゴミ処理広域化計画	公共下水道	総合農協(現行)
瀬高町							単独公共	南筑後
山川町	筑後南部ゾーンの一部	合併パターンB	有明広域市町村圏内	有明地区保健医療圏内	有明地区保健福祉圏域内	瀬高町他ブロック	特別地域排水	
高田町								

6 県・国行政管轄区域等

(1) 県の主な行政管轄区域等

市町村名	警察署	県税事務所	保健福祉環境事務所		農林事務所	地域農業改良普及センター	家畜保健衛生所	土木事務所	県議会選挙区(定数)
			(保健所機能)	(福祉事務所機能)					
瀬高町	瀬高警察署	大牟田県税事務所(ただし課税については久留米県税事務所が所管)	※山門保健所	山門保健福祉環境事務所	筑後農林事務所	南筑後地域農業改良普及センター	筑後家畜保健衛生所	柳川土木事務所	山門郡(1)
山川町								大牟田土木事務所	大牟田市・三池郡(3)
高田町	大牟田警察署								

※保健福祉環境事務所内に保健所が設置されている。

(2) 国の主な行政管轄区域等

市町村名	法務局	労働基準監督署	公共職業安定所	社会保険事務所	税務署	市外局番	衆議院小選挙区
瀬高町							
山川町	柳川支局	大牟田労働基準監督署	大牟田公共職業安定所	福岡社会保険事務局大牟田事務所	大牟田税務署	0944(瀬高町長田等は0942)	7区
高田町	大牟田出張所						